

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 松 田 産 業 株 式 会 社
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 松 田 芳 明
(コード番号：7456 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 IR 部長 田 代 芳 孝
電 話 番 号 0 3 - 5 3 8 1 - 0 7 2 8

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるため第 4 条(公告方法)を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 87 号、以下「整備法」といいます) に基づき、当社現行定款に必要な規定の新設および規定の加除・修正等の変更を行うものであります。
 - ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条(取締役会の設置)、第 32 条(監査役および監査役会の設置)、第 44 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 5 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株式の権利制限)を新設するものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤ 会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、議決権の代理行使にあたりその代理人の人数を 1 名と規定するために第 17 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
 - ⑥ 会社法第 329 条第 2 項の規定に従い、選任された補欠監査役について、その選任決議の有効期間を定めるため、第 36 条(監査役の任期)の第 3 項、第 4 項を新設するものであります。
 - ⑦ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 43 条第 2 項(監査役の責任免除)、第 48 条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。
 - ⑧ 取締役および監査役の地位の安定化をはかるため、取締役および監査役の解任を株主総会特別決議にて決定する旨、第 22 条(取締役の解任)、第 35 条(監査役の解任)を新設するものであります。
 - ⑨ その他、会社法の施行に伴う条文・用語の修正等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 以上のほか、規定の新設及び削除に伴う章、条、項の数の変更並びに定款の全般的な語句の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、商号を松田産業株式会社と称し、英文では、MATSUDA SANGYO Co.,Ltd. と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. すりみ類 (生・冷凍)、その他の水産物、卵類 (生・冷凍および乾燥品)、穀類、野菜類 (生・冷凍および乾燥品)、その他の農産物、畜産物、砂糖、その他の甘味料、油脂、飼料、肥料類、その他食料品、食品原材料の販売・製造および加工	
2. 食料缶詰・瓶詰・冷凍品・酒類・乳製品・菓子類等の飲食料品類、惣菜類・健康食品類・食品添加物類・調味料等の食材類の加工および販売	
3. 日用雑貨、包装資材、化粧品、医療品および医薬部外品、食用および工業用塩類、煙草、飲料水、高圧ガス等の販売	
4. 前各号に対する卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業	
5. 金、銀、白金族地金およびその他の金属地金の販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業並びに分析	
6. 宝石・貴金属装飾品の加工販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業	
7. 貴金属原材料およびその他の金属原材料の回収、再生、加工処理、製錬、販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業および分析	
8. 化学工業薬品の製造および販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業	
9. ファクトリーオートメーション用工程制御・製品計測検査装置の販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業並びに保守サービス	
10. 半導体製造装置の修理、組立、改造および保守サービス	
11. 半導体製造用電子部品の販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業	
12. 食糧品並びに医療用具の製造・検査に関連する機械器具の販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業並びに賃貸	
13. 脱臭装置、廃液濃縮装置の製造、販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸	
14. 貴金属回収装置の製造、販売、卸売業 (問屋)、仲介業 (仲立)、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸	
15. 産業用水および家庭用水浄化装置の製造、販売、卸売業、仲介業、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸	
16. 産業廃棄物の収集、運搬および処理・処分業務並びに仲介業 (仲立)、代理業	
17. 産業廃棄物および一般廃棄物のリサイクルのための装置の製造並びに販売	

現 行 定 款	変 更 案
<p>18. 産業・一般廃棄物加熱処理装置および産業・一般廃棄物分離処理装置の販売、仲介業、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸</p> <p>19. 計量法に基づく環境計量証明事業</p> <p>20. 貨物自動車運送事業</p> <p>21. 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> (新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第5条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(発行する株式の総数) 第6条 当社の発行する株式の総数は、<u>4,000万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u> (新 設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p><u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行) 第5条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規程にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000万株とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (第5条第2項に移項)</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理および単元未満株式の買取、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日現在における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法) 第14条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主および実質株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 当社の株主および実質株主は、当社の議決権を有する他の株主および実質株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。 2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選任) 第18条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。 2. 前項の選任決議については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の過半数を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期) 第19条 当社の取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 補欠または増員として就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(決議の方法) 第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の解任) 第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会) 第22条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に差支えのあるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第26条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(決議の方法) 第24条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第27条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>
<p>(議事録) 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程) 第26条 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>(報酬並びに退職慰労金) 第27条 当社の取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数) 第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任) 第30条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 前項の選任決議については、発行済株式総数のうち、総株主の議決権の過半数を有する株主および実質株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役は互選をもって、常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(議事録) 第35条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>2. 監査役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第34条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。(監査役の解任) 第35条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第36条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第37条 監査役は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。 2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬並びに退職慰労金) 第37条 当社の監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第38条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。(新設)</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第40条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主および実質株主名簿に記載された実質株主、または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>(中間配当) 第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主および実質株主名簿に記載された実質株主、または登録質権者に、中間配当をすることができる。</p>	<p>(監査役の実任免除) 第42条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除) 第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第44条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第45条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から<u>(翌年)</u>3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金) 第49条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当) 第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「<u>中間配当金</u>」という。)</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間) 第42条 当社の利益配当金、中間配当金、 またはその他諸交付金が、その支払開始の日 から満3年を経過してもなお受領されない ときは、当社は、その支払の義務を免れる ものとする。 (新 設)</p>	<p>(期末配当金等の除斥期間) 第51条 当社の期末配当金および中間配当 金が、支払開始の日から満3年を経過しても 受領されないときは、当社は、その支払の 義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には 利息をつけない。</p>

以 上